

平成29年度 第1回鹿児島空港周辺地域環境整備委員会

日時：平成29年5月31日（水）

午前10時～

場所：溝辺総合支所第1・2会議室

会 次 第

1. 開会
2. 企画部長あいさつ
3. 委員委嘱
4. 委員長・副委員長選出
5. 委員長・副委員長あいさつ
6. 委員会の運営について
7. 協議事項
 - 1) 鹿児島空港周辺地域環境整備基金の運用状況について
 - 2) 鹿児島空港周辺地域環境整備事業計画について
 - 3) 鹿児島空港周辺地域環境整備交付金の申請手続について
8. その他
9. 閉会

鹿児島空港周辺地域環境整備委員会 委員名簿

	団体名	役職	氏名(敬称略)
(1) 企画部長			
	霧島市	企画部長	満留 寛
(2) 地区自治公民館代表 (12名以内)			
	陵北地区自治公民館	館長	今吉 法行
	大川内岡地区自治公民館	館長	今島 六男
	石峯地区自治公民館	館長	末永 利治
	麓原地区自治公民館	館長	米丸 純一
	玉利地区自治公民館	館長	山下 初男
	陵南地区自治公民館	館長	松崎 誠
	論地地区自治公民館	館長	末重 勝
	三縄地区自治公民館	館長	東郷 護寛
	水尻横頭地区自治公民館	館長	岩元 武二
	中福良地区自治公民館	館長	徳丸 靖人
	日当山地区自治公民館	館長	土井 忠彦
	姫城地区自治公民館	館長	濱川 浩哉
(3) 識見を有する者 (5名以内)			
	元溝辺町議会事務局長・元霧島市合併協議会委員		今島 光
	溝辺地区民生員児童委員協議会	溝辺地区民生委員 児童委員	米丸 万里子
	溝辺地区自治公民館連絡協議会	会長	岩元 晃一
	隼人地区自治公民館連絡協議会	会長	林 慶藏
	迫間自治会	会長	末永 實

※ 本委員の任期は、平成29年5月31日から平成31年5月30日までとする。

○鹿児島空港周辺地域環境整備委員会設置規則

平成17年11月7日

規則第25号

改正 平成18年3月31日規則第51号

平成19年3月31日規則第21号

平成27年4月30日規則第28号

平成28年11月18日規則第36号

(設置)

第1条 鹿児島空港周辺地域環境整備基金条例(平成17年霧島市条例第87号。以下「条例」という。)第1条の目的を達成するため、鹿児島空港周辺地域環境整備委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会)

第2条 委員会の委員は、18名以内をもって構成する。

(1) 企画部長

(2) 地区自治公民館代表 12名以内

(3) 識見を有する者 5名以内

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、任期中であってもその本来の職を辞したときは、委員の職を失うものとする。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

(任務)

第3条 委員会は、条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 環境整備の基本的基準に関する事項

(2) 鹿児島空港周辺地域環境整備事業計画に関する事項

(3) その他必要な事項

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長が必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審査会)

第5条 必要に応じ、委員会に審査会を置くことができる。

2 審査会は、委員会において指名する者5人以内で構成する。

3 審査会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(審査会の任務)

第6条 審査会は、霧島市航空機騒音対策住宅騒音防止工事施工住宅補修費等補助金交付

要綱(平成17年霧島市告示第17号)第4条(その他市長が特に必要と認める事業にかかわるものに限る。)による事業の申請につき、審査する。

2 審査会は、申請に係わる事業について適又は不適を委員長を通じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部地域政策課が行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第51号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月31日規則第21号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月30日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年11月18日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

○鹿児島空港周辺地域環境整備基金条例

平成17年11月7日

条例第87号

(設置)

第1条 鹿児島空港周辺地域の環境整備を図り、もって空港と周辺地域の調和のとれた発展を推進するため、鹿児島空港周辺地域環境整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、鹿児島空港周辺地域における航空機騒音対策等の環境整備事業の経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鹿児島空港周辺地域環境整備基金条例(平成5年溝辺町条例第9号)又は鹿児島空港周辺地域環境整備基金条例(平成5年隼人町条例第3号)の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、それぞれこの条例の相当規定により積み立てられた基金とみなす。

鹿児島空港周辺地域環境整備基金事業実績

鹿児島空港周辺地域環境整備基金は、平成4年の鹿児島空港運用時間1時間延長の際に、下の表の事業項目を実施するため、旧溝辺町では鹿児島県が5億円、旧溝辺町が2億円、旧隼人町では鹿児島県が8千万円、旧隼人町が2千万円を出資して積み立てた基金で、残高は平成28年度末で317,013,000円です。

現在の基金活用計画といたしましては、表の右側の事業内容の欄に掲載している、基金事業で設置した空調機の更新（10年を経過して修理不能なクーラー）やNHKテレビ受信料の助成を引き続き行っています。

言葉の説明：基金とは、特定の目的のための資金として積み立てた財産で、いわゆる貯金のようなものです。

平成5年度～平成28年度集計				
				単位：円
番号	事業項目	件数	事業費	事業内容
1	空調機設置助成（クーラーの設置及び更新）	907	210,160,458	対象区域内に基準日以前から居住している住宅に設置した空調機の更新事業を継続中
2	NHKテレビ受信料助成	8,531	23,744,190	対象区域内に平成21年3月31日以前から居住している住宅を対象に継続中
3	集会施設等整備費助成（公民館修繕等）	31	82,200,000	事業完了
4	教育施設空調機整備	6	229,300,000	事業完了
5	共同受信施設機能回復助成	2	3,200,000	事業完了
6	事務費		15,972,325	
計	基金を活用した事業の合計額		564,576,973	
※教育施設空調機整備：陵南小学校（本館・別館）・陵南幼稚園・溝辺中学校・溝辺小学校・竹子小学校（陵南中学校は国の補助事業で整備）				
※共同受信施設機能回復事業：中福良・土橋、表木山・迫間の2箇所を整備				
①	基金積立額		800,000,000	
②	利子等積立額		81,589,973	
③	基金を活用した事業の合計額		564,576,973	
	基金残高（①+②-③）		317,013,000	

鹿児島空港周辺地域環境整備基金事業実績（溝辺地区）

平成5年度～平成28年度集計（溝辺地区）

単位：円

番号	事業項目	件数	事業費	事業内容
1	空調機設置助成（クーラーの設置及び更新）	848	181,934,315	対象区域内に平成4年10月31日以前から居住している住宅に設置した空調機の更新事業を継続中
2	NHKテレビ受信料助成	6,502	18,009,195	対象区域内に平成21年3月31日以前から居住している住宅を対象に継続中
3	集会施設等整備費助成（公民館修繕等）	11	44,000,000	事業完了
4	教育施設空調機整備	6	229,300,000	事業完了
5	事務費		15,122,791	
計	基金を活用した事業の合計額		488,366,301	
※教育施設空調機整備：陵南小学校（本館・別館）・陵南幼稚園・溝辺中学校・溝辺小学校・竹子小学校（陵南中学校は国の補助事業で整備）				
①	基金積立額		700,000,000	
②	利子等積立額		76,911,261	
③	基金を活用した事業の合計額		488,366,301	
	基金残高（①+②-③）		288,544,960	

鹿児島空港周辺地域環境整備基金事業実績（隼人地区）

平成5年度～平成28年度集計（隼人地区）

単位：円

番号	事業項目	件数	事業費	事業内容
1	空調機設置助成（クーラーの設置及び更新）	59	28,226,143	対象区域内に昭和57年告示日以前から居住している住宅に設置した空調機の更新事業を継続中
2	NHKテレビ受信料助成	2,029	5,734,995	事業完了
3	集会施設等整備費助成（公民館修繕等）	20	38,200,000	事業完了
4	共同受信施設機能回復助成	2	3,200,000	事業完了
5	事務費		849,534	
計	基金を活用した事業の合計額		76,210,672	

※共同受信施設機能回復事業：中福良・土橋、表木山・迫間の2箇所を整備

①	基金積立額	100,000,000	
②	利子等積立額	4,678,712	
③	基金を活用した事業の合計額	76,210,672	
	基金残高（①+②-③）	28,468,040	

鹿児島空港周辺地域環境整備基金事業実績

平成28年度							
単位：円							
番号	事業項目	溝辺地区		隼人地区		合 計	
		件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費
1	空調機設置助成（クーラーの設置及び更新）	33	3,486,148	2	204,060	35	3,690,208
2	NHKテレビ受信料助成	355	1,001,100		(事業完了)	355	1,001,100
5	事務費		233,846		233,846		467,692
計	基金を活用した事業の合計額		4,721,094		437,906		5,159,000
①	基金残額		292,916,448		28,871,552		321,788,000
②	利子等積立額		349,606		34,394		384,000
③	基金を活用した事業の合計額		4,721,094		437,906		5,159,000
	基金残高（①+②-③）		288,544,960		28,468,040		317,013,000

鹿児島空港周辺地域環境整備事業計画(溝辺町)

(単位:千円、世帯)

区分	対象施設・対象者		対象経費	補助額	実施期間	基準事業費	対象数	備考
	要件	公民館等						
住宅防音対策	W値75を含む自治公民館区域内に平成4年10月31日以前から居住している者の住宅	陵北 大川内岡 石峯 鍋麓原 玉利 陵南 論地	対象住宅に空調機(1戸につき1台に限る)を設置する場合の当該費用	限度額 315千円	概ね 4年	315	604	事業完了
同上更新①	同上			限度額 133千円	10年後	133	662	
同上更新②	同上				10年後	133	662	
国庫事業住宅防音対策 告示日後更新①	第1種区域内に居住している者で、国庫事業の対象となっている住宅		国庫事業の住民負担のうち5%を超える部分	対象経費は事業費の30% 限度額42千円	国庫事業から10年後	42	10	
同上更新②	同上				10年後	42	10	
集会施設防音対策	概ねW値70以上の区域にある公民館	石峯 鍋麓原 大川内岡 論地	防音工事や研修施設整備等に要する経費(工事費・設計監理費・備品費等)	限度額 500万円	概ね 3年	5,000	4	事業完了
	町長が特に必要と認めた公民館	陵南 陵北 水尻横頭 玉利 三縄		限度額 300万円	概ね 3年	3,000	5	事業完了
集落施設整備	町長が特に必要と認めた集落	桑迫 今向		対象経費の全額	単年	1000	2	事業完了
テレビ受信料助成	右記の自治公民館の区域内に平成21年3月31日以前から引き続き居住し、日本放送協会と放送受信契約を平成21年3月31日以前に締結している者	陵北 大川内岡 石峯 鍋麓原 玉利 陵南 論地	NHK受信料	年 2,820円/世帯	毎年	2.82	662	
教育施設整備	国の防音工事助成区域外の教育施設	溝辺中学校 溝辺小学校 陵南小学校 陵南幼稚園 竹子小学校	防音工事に要する経費の国費分	対象経費の全額	概ね 4年	70,000 70,000 67,000 10,000 50,000	5	事業完了

鹿児島空港周辺地域環境整備事業計画(隼人町)

(単位:千円、世帯)

区分	対象施設・対象者		対象経費	補助額	実施期間	基準事業費	対象数	備考
	要件	公民会等名						
住宅防音対策	W値75を含む自治公民会の区域内に昭和57年告示日以前から居住している者(国による防音工事助成を受けている者を除く)で、町が特に必要と認めた住宅	迫間(全部) 表木山の一部	対象住宅に空調機(1戸につき1台に限る)を設置する場合の当該費用	限度額 315,000円 空調器機代 (10畳用冷暖房)… 30万円 市販のもの 工事費…1.5万円	概ね 3年	千円 315	戸 33	事業完了
		糸走	国の基準に準ずる (住宅防音工事)	310～430万円		3,100 ～ 4,300	3	
同上更新①	同上	迫間(全部) 表木山・山下・鼻切の一部	同上	限度額 133千円	10年後	133	77	
同上更新②	同上				10年後	133	77	
国庫事業住宅防音対策更新①	第1種区域内に居住している者で、国庫事業の対象となっている住宅		国庫事業の住民負担のうち5%を超える部分	対象経費は事業費の25% 限度額35千円	国庫事業から10年後	35	36	
同上更新②	同上(対象経費は事業費の30% 限度額42千円)				10年後	42	36	
集会施設防音等対策	概ねW値70以上の区域にある公民館	迫間、山下、鼻切	防音工事や研修施設整備等に要する経費 工事費、設計管理費、備品費等	【限度額】 迫間、山下、鼻切… 500万円 土橋、餅田、堂地西、中福良、鳥越、高畑、新溝、中須西、東林寺、西光寺、じゅじゅどん、牟田…300万円	概ね 3年	5,000	か所 3	事業完了
	町が特に必要と認めた公民館	土橋、餅田、堂地西、中福良、鳥越、高畑、新溝、中須西、東林寺、西光寺、じゅじゅどん、牟田				3,000	計 15	
共同受信施設機能回復助成	テレビ受信難視聴地区	中福良・土橋 表木山・迫間	テレビ共同アンテナの機能回復工事に要する経費 工事費	限度額 中福良・土橋…250万円 表木山・迫間…70万円	平成5年度	2,500 700 計	か所 1 1 2	事業完了
テレビ受信料助成	W値75の区域を含む大字の区域内に居住している者(現在、国によるテレビ受信料助成を受けている者を除く)で、町が特に必要と認めた区域の者	中福良 表木山 (大字嘉例川)	(財)空港環境整備協会による第2区域の受信料助成担当額	年 2,830円/世帯	毎年	2.83	200	事業完了

鹿児島空港周辺地域環境整備事業変更計画(平成29年度基金造成分 溝辺地区・隼人地区)

(単位:千円、世帯)

区分	対象施設・対象者		対象経費	補助額	実施期間	基準事業費	対象数	備考
	要件	公民館等						
空港周辺地域環境整備事業	鹿児島空港周辺地域環境整備基金の対象区域に属する地区自治公民館等	大川内岡 石峯 麓原 論地 玉利 陵南 水尻横頭 陵北 三縄 中福良 迫間 日当山 姫城	空港周辺地域の環境整備及び当該地域の活性化を推進する経費	各地区自治公民館等毎に決定	概ね10年	187,000	か所 13	新規

鹿児島空港周辺地域環境整備交付金の取扱について

1 交付金の目的

鹿児島空港の運用時間の15時間化に伴い、更なる鹿児島空港周辺地域の環境整備を図ると共に、地域の活性化を推進するため、空港周辺の環境整備や地域活性化に資する経費として、鹿児島空港周辺地域環境整備交付金（以下、「交付金」という。）を空港周辺の地区自治公民館（自治会も含む。）に交付します。

2 交付金の対象地域

鹿児島空港周辺地域環境整備基金の対象区域に属する地区自治公民館を対象とします。

3 交付金の対象となり得る範囲

鹿児島空港周辺地域の環境整備や地域活性化に資する経費が対象となります。

具体的には、次の事業の補助対象経費に交付金を使う事ができます。

【交付金の対象事業】

- ・霧島市地域振興補助金の対象事業
（ただし地区自治公民館運営事業については対象外です。）
- ・霧島市地区活性化補助金の対象事業
- ・防犯灯のLED化事業

なお、対象の該当・非該当について不明な点がある場合は、事前にお問い合わせください。

【対象外経費の例】

- ・ 個人に対する助成
- ・ 総会や定例会など、一般的に開催される会議の費用
- ・ 役職員等の手当
- ・ 電気、ガス、水道等の光熱水費
- ・ 準備会・反省会・懇親会等及び飲食店での飲食費 等

4 交付金の申請等手続きと管理

交付金の申請手続きは平成29年度中に行っていただき、その後の管理は地区自治公民館で行うこととなります。

当該交付金については、年度ごとの事業費に上限はありませんが、地区自治公民館の実情に応じて、計画的に活用してください。

なお、会計手続きの適正化を図る観点から、交付金については、全て「(仮称) 空港周辺地域環境整備交付金事業特別会計」として、予書・決算書等の作成に加え、交付金を受け入れるため新たに通帳をつくり、別会計として取り扱っていただくようお願いいたします。

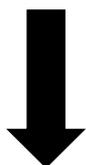
《29年度の申請書等提出書類》

- (1) 交付申請書〔様式①〕
- (2) 全体事業計画書〔様式④〕
- (3) 29年度の事業計画及び予算計画〔様式⑤〕
- (4) 請求書〔様式③〕

※ 上述の「(3)事業計画及び予算計画」は、内容がわかるものであれば、提示した様式でなくても結構です。

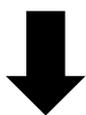
交付金支払までの流れ（29年度のみ）

各地区自治公民館



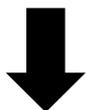
(1) 交付金の交付申請書提出〔様式①〕
全体事業計画書提出〔様式④〕

霧 島 市



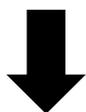
(2) 交付金の決定通知書送付〔様式②〕

各地区自治公民館



(3) 交付金の請求書提出〔様式③〕

霧 島 市



(4) 交付金の支払い

各地区自治公民館

年度毎に必要な手続（29年度～事業終了迄）

各地区自治公民館

(1) 29年度の事業計画及び予算計画〔様式⑤〕
《※総会の承認を得たもの》

《提出》

霧島市

《29年度の事業実施》

《事業終了後（年度終了後）》

(2) 29年度の事業実績及び事業決算〔様式⑥〕
《※会計監査を受けたもの》

《提出》

霧島市

〔30年度以降も同様の手続となります。〕

第1号様式（第3条関係）

平成29年 ○月○○日

霧島市長 様

申請者 名 称 ○○公民館
代表者氏名 館長 ○○ ○○ 印

鹿児島空港周辺地域環境整備交付金交付申請書

鹿児島空港周辺地域環境整備交付金の交付を受けたいので、鹿児島空港周辺地域環境整備交付金取扱要領第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 ○○, ○○○, ○○○円

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

霧島市長

鹿児島空港周辺地域環境整備交付金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった鹿児島空港周辺地域環境整備交付金については、鹿児島空港周辺地域環境整備交付金取扱要領第4条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

第3号様式（第5条関係）

日付は未記入のまま提出してください。

年 月 日

霧島市長 様

申請者 名 称 ○○公民館

代表者氏名 館長 ○○ ○○

印

日付は未記入の
まま提出してく
ださい。

年 月

鹿児島空港周辺地域環境整備交付金交付請求書

日付で交付決定通知のあった鹿児島空港周辺地域環境整備交付金を
交付くださるよう鹿児島空港周辺地域環境整備交付金取扱要領第5条の規定に基づき、下
記のとおり請求いたします。

記

1 請求申請額 ○○, ○○○, ○○○円

2 交付金の受取を希望する口座番号等

(1) 金融機関名

(2) 支店名

(3) 預金種類

(4) 口座番号

(5) ^(フリガナ) 口座名義

交付金を管理する通帳を記載してください。

普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他 ()

フリガナも必ず記入してください。

〇〇地区自治公民館 鹿児島空港周辺環境整備交付金事業 全体事業計画
--

全体事業計画

(単位：円)

事業内容	事業費	備考
1 環境整備事業	5,000,000	
集会施設等整備事業	3,000,000	
スポーツ施設等整備事業		
簡易給水施設整備事業		
共同墓地環境整備事業		
無線・有線放送施設整備事業		
その他の環境整備事業	2,000,000	LED街灯整備
2 地域活性化事業	3,000,000	
伝統行事継承事業		
健康増進事業	1,000,000	
高齢者・障がい者支援事業	1,500,000	
環境美化活動事業	500,000	
その他の地域活性化事業		
3 自治会活動支援事業	2,000,000	
自治会活動支援交付金	2,000,000	
4 その他の事業	0	
合計	10,000,000	

**平成29年度 ○○地区自治公民館
鹿児島空港周辺環境整備交付金事業 特別会計
事業計画 及び 予算計画**

1. 事業計画

(単位：円)

事業内容	事業費	うち交付金	備考
LED街灯整備事業	600,000	600,000	10基
空調機設置事業	1,000,000	● 400,000	1台
合計	1,600,000	1,000,000	

2. 予算計画

地域振興補助金を活用した場合
補助金約60% 600,000円
残りを交付金 400,000円

①収入の部

収入項目	予算額	備考
環境整備交付金	10,000,000	
合計	10,000,000	

②支出の部

支出項目	予算額	備考
LED街灯整備事業	600,000	10基
空調機設置事業	400,000	1台
合計	1,000,000	

3. 翌年度繰越金（年度末預金残高）

項目	予算額	備考
翌年度繰越金	9,000,000	

**平成29年度 ○○地区自治公民館
鹿児島空港周辺環境整備交付金事業 特別会計
事業実績 及び 事業決算**

1. 事業実績

(単位：円)

事業内容	予算額	決算額	備考
LED街灯整備事業	600,000	500,000	10基
空調機設置事業	400,000	400,000	1台
合計	1,000,000	900,000	

2. 事業決算

①収入の部

収入項目	予算額	決算額	備考
環境整備交付金	10,000,000	10,000,000	
利子	0	10,000	
合計	10,000,000	10,010,000	

②支出の部

支出項目	予算額	決算額	備考
LED街灯整備事業	600,000	500,000	10基
空調機設置事業	400,000	400,000	1台
合計	1,000,000	900,000	

$$10,010,000 - 900,000 = 9,110,000$$

3. 翌年度繰越金 (年度末預金残高)

項目	予算額	決算額	備考
翌年度繰越金	9,000,000	9,110,000	

平成30年○月△日

通帳の残額と一致すること

【注意点】

- ・何にいくら使ったかわかるように記載すること。
- ・本書類と預金残額は一致していること。
- ・監査を受けたことがわかること(別添でも可)。

監事

印

**平成30年度 ○○地区自治公民館
鹿児島空港周辺環境整備交付金事業 特別会計
事業計画 及び 予算計画**

1. 事業計画

(単位：円)

事業内容	事業費	うち交付金	備考
地区運動会開催事業	400,000	400,000	賞品購入費・テナトリース料
集会施設改修事業	600,000	600,000	トイレの洋式化
合計	1,000,000	1,000,000	

2. 予算計画

①収入の部		
収入項目	予算額	備考
前年度繰越金	9,110,000	
利子	10,000	
合計	9,120,000	
②支出の部		
支出項目	予算額	備考
地区運動会開催事業	400,000	賞品購入費・テナトリース料
集会施設改修事業	600,000	トイレの洋式化
合計	1,000,000	

3. 翌年度繰越金（年度末預金残高）

項目	予算額	備考
翌年度繰越金	8,120,000	

霧島市地域振興補助金について

(溝辺地区担当:溝辺総合支所 地域振興課 地域振興グループ 内線 6032)

(隼人地区担当:隼人地域振興課 地域振興グループ 内線 5015)

地域住民の自治活動の促進など、地域振興を図るために霧島市地域振興補助制度を設けています。

<手続きの進め方>

前年度7～8月に要望を提出され、本年度実施可能となった団体へ、担当課から通知をお送りします。

申請人は館長、自治会長、管理者です。



補助金申請に関する書類を担当課へ請求してください。



見積

業者から見積書をもらってください。
(原則として2者以上の見積が必要です)



申請

必要な書類をそろえて、補助金等交付申請書を担当課に提出してください。



審査決定

書類を審査し、補助金等交付決定通知を送付いたします。



着手

補助金等交付決定通知が届いたら、業者に連絡して工事(又は物品の購入)に取りかかってください。
着工前の写真を必ず撮ってください。

着工されたら工事着手報告書を担当課に提出してください。
(不要の場合もあります)



完成報告

完成したら次の関係書類を担当課に提出してください。

- ・ 工事完成報告書
- ・ 検査調書(不要の場合もあります)
- ・ 実績報告書
- ・ 事業実績書及び収支精算書
- ・ 完成写真等
- ・ 支払領収書
- ・ 補助金等交付請求書

補助金額の立替え払いができない場合は、補助金の概算払いをいたしますので、事前に担当課にご相談ください。



検査

担当課で確認検査を行います。
立合いが必要な時は、連絡いたします。



補助金等確定通知を送付いたします。



支払

補助金を指定された方法で、口座振込み又は現金払いします。

※注意事項

事業実施の前に、必ず申請書を提出してください。

なお、工事を済ませてからの申請は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、申請に関する書類への押印は、すべて同じ印鑑をご使用ください。

霧島市地域振興補助金の対象事業

事業名	補助対象者 及び 補助率	限度額等 (年度)	補助対象経費又は算定方法	
地区自治公民館等の集会施設等整備事業	地区自治公民館及び自治会 60%以内	1 地区 1,000万円	集会施設の新築（建て替えを含む）	補助単価に建築面積を乗じて得た補助基準額に対し、 (1) 1,000万円までは6割以内 (2) 1,000万円を超える場合 2,000万円を限度として、1,000万円までは(1)の規定を適用し、1,000万円を超える金額に対しては4割以内で補助する。 ただし、補助単価は1㎡当たり101,300円とし、実施単価が補助単価を下回る場合は、補助単価に替えて実施単価を用いて補助基準額を算定する。 1 建築本体工事 2 電気・ガス・給排水衛生設備工事
		1 地区 600万円	1 申請あたり5万円以上で、次に掲げるものに関する経費	
		集会施設の増改築、修繕及び白あり駆除	1 建築本体工事 2 電気・ガス・給排水衛生設備工事	
		集会施設及び倉庫の敷地整備	1 造成工事 2 擁壁工事 3 舗装工事 4 排水施設工事 5 階段・スロープ・手すり工事 6 塀・フェンス工事 7 立木伐採	
		集会施設に必要な備品の購入・修繕	1 冷暖房機 2 照明機器 3 放送設備（屋外を含む。） 4 視聴覚・O A機器（テレビ台・アンテナを含む。） 5 カラオケ機器（ソフトを除く。） 6 調理用流し台・調理台 7 ガスコンロ・レンジ・オープン・炊飯器・冷蔵庫 8 給湯器 9 暗幕・舞台幕・カーテン 10 カーペット・畳・網戸 11 机・椅子 12 黒板・白板 13 収納棚 14 テントセット（文字入れ含む。） 15 掃除機 16 刈払機、芝刈機（乗用を除く。） 17 消火器	
倉庫、炊事場、屋外便所、舞台の新築、増改築、修繕、移築及び白あり駆除	1 建築本体工事 2 電気設備工事 3 給排水衛生設備工事 (既製品の購入・据え付けを含む。舞台の一時的な築造・レンタル・組立・解体費用等は除く。)			

霧島市地域振興補助金の対象事業

事業名	補助対象者 及び 補助率	限度額等 (年度)	補助対象経費又は算定方法	
地区自治公民館等の集会施設等整備事業 (前頁から続き)	地区自治公民館及び自治会 60%以内	1 地区 600万円	掲示板の新設、修繕、移設	1 工作物本体工事 2 電気設備工事 (既製品の購入・据え付けを含む。)
			集会施設、倉庫、炊事場、屋外便所及び舞台の廃棄	1 本体取壊工事 (廃棄処分料を含む。) 2 土工事
スポーツ施設等整備事業	地区自治公民館及び自治会 60%以内	1 地区 200万円	1 申請あたり5万円以上で、次に掲げるものに関する経費	
			運動広場の整備	1 造成工事 2 擁壁工事 3 排水施設工事 4 立木伐採
			運動広場の附属施設及び設備の新設、増設、撤去及び補修	1 夜間照明施設工事 2 塀、フェンス工事 3 バックネット工事 4 水飲場工事 5 便所工事 6 階段・スロープ・手すり工事 7 体育倉庫工事 8 休憩所工事 (既製品の購入・据え付けを含む。)
	50%以内		スポーツ振興備品の購入	スポーツの振興に必要な備品
簡易給水施設等整備事業	施設の設置者又は管理者 80%以内 (ただし、市水道事業区域内については、60%以内とする。)	1 申請 800万円 (ただし、市水道事業区域内については、600万円とする。)	1 申請あたり10万円以上で、次に掲げるものに関する経費	
	施設の設置者又は管理者 60%以内	1 申請 600万円	施設の撤去	次に掲げる施設整備に要する資材費、工事費及び検査費 (家庭用引込施設を除く。) 1 取水施設 2 貯水施設 3 配水施設 4 導水施設 5 送水施設 6 浄水施設 7 安全対策工事(フェンス工事) 8 水質検査(井戸等を新たに設置する場合で、飲用井戸等衛生対策要領に基づくもの。)
	施設の設置者又は管理者 80%以内 (ただし、市水道事業区域内については、60%以内とする。)	1 申請 800万円 (ただし、市水道事業区域内については、600万円とする。)	維持管理	井戸の孔内洗浄に係る経費

霧島市地域振興補助金の対象事業

事業名	補助対象者 及び 補助率	限度額等 (年度)	補助対象経費又は算定方法		
共同墓地環境 整備事業	施設の管理者 50%以内	1 申請 50万円	安全対策事業	墓地内の安全対策に要する経費で、1 申請あたり10万円以上の次に掲げるもの 1 立木伐採 2 階段・スロープ・手すり工事 3 舗装工事 4 擁壁工事 5 フェンス工事 6 その他安全対策のために実施する工事	
		1 申請 200万円	災害復旧・防 除事業	暴風、豪雨、洪水、地震その他の自然災害による墓地内の被害の復旧工事またはそのまま放置すると災害に発展する可能性の高い箇所について未然に被害を防止する工事のうち、1 申請あたり10万円以上のもの	
無線・有線放 送施設整備事 業	地区自治公民 館 100%以内	原則として、 1 地区自治公民館に1 簡易無線基地局とする。	1 申請あたり1 万円以上で、次に掲げるものに関する経費のうち、市長が必要と認めたもの		
			防災行政無線と接続するもの、又は接続しているもの	1 簡易無線基地局 簡易無線基地局の新設、更新、補修、移設及び撤去に係る経費 (既存の簡易無線基地局の撤去を含む。) 2 簡易無線中継局 簡易無線中継局の新設、更新、補修、移設及び撤去に係る経費 (既存の簡易無線中継局の撤去を含む。) 3 屋内受信機施設 簡易無線基地局の新設、更新及び移設に伴う屋内受信機施設の設定の変更 4 諸経費 簡易無線基地局及び中継局に関するもの	
	地区自治公民館及び自治会 60%以内	/	無線・有線放送施設の新設、更新、増設、補修、移設(基地局のみ)及び撤去に係る経費で1 申請あたり1 万円以上のもの		
地区自治公民館運営事業	地区自治公民館	/	地区自治公民館の活動に直接必要な経費	均等割	1 地区自治公民館あたり 10万円以内
※ 地区自治公民館運営事業については、交付金を使う事はできません。				地区自治公民館加入世帯割	1 世帯あたり100円以内 ただし算定基準日は、 毎年5月1日とする。

霧島市地区活性化事業補助金について

(溝辺地区担当：溝辺総合支所 地域振興課 地域振興グループ 内線 6032)

(隼人地区担当：隼人地域振興課 地域振興グループ 内線 5015)

「地区活性化事業補助金」は、自治意識のもと、互いに知恵を出し合い、創意工夫しながら、活力ある住みよいまちづくりに意欲的に取り組む地区自治公民館及び自治会を支援する制度です。

- 1 事業主体：地区自治公民館及び自治会（以下「地区自治公民館等」という。）
- 2 補助対象事業：地区自治公民館等の「年間行事計画」に掲げるもののうち、地区自治公民館等が単独で主催し、会員の多数が参加するソフト事業及び地区自治公民館等が主体となって構成される団体が主催し、地域内の住民が多数参加するソフト事業（共同事業）。

(1) 地区の伝統行事の継承事業 例：鬼火焚き、棒踊りなど
(2) 地区住民の健康増進のための事業 例：各種スポーツ大会、ウォーキング大会、運動会、健康料理教室など
(3) 高齢者・障がい者支援のための事業 例：敬老会など
(4) 環境美化のための事業 <u>【対象外：道路アダプト、河川アダプト活動支援事業により実施されたもの】</u> 例：美化作業（公共の場（市道周辺等）を含む美化作業とし、集会施設内又はその周辺のみ作業は補助対象外となります。） ロードミラーの清掃、空き缶拾い、花いっぱい運動など
(5) その他地区の活性化につながる事業 例：夏・秋祭り、十五夜、七夕、魚のつかみどり大会、歴史探訪 地域案内板の作成、防犯教室、防災教室など

- 対象とならない事業
 - ・宗教的活動、選挙及び個人の利益につながる事業
 - ・国、県又は市の他の制度による補助、助成又は委託を受けている事業
- 対象とならない支出項目
 - ・会員（団員）に対する謝礼・賃金や寺社への謝礼
 - ・交通費・宿泊費等の旅費
 - ・アルコール飲料の購入費（賞品として購入する場合は除く。）
 - ・全国利用可能な商品券、Q U Oカード類（図書カードを除く。）の購入費用
 - ・備品購入費（単価が税込み1万円を超える物品）
 - ・事業に直接必要でないもの（組織運営上必要なものや事業の主旨に合致しないもの）
 - ・反省会など事業と直接関係のないものにかかる経費

3 市の助成措置等

- 地区自治公民館等が主体となって構成される団体の場合
共同事業を実施する一つの地区自治公民館等が代表して申請するものとします。
補助額は、補助対象経費の60%以内とし、1事業につき30万円を上限額とします。(千円未満端数切捨て)

- 地区自治公民館（単独）の場合
1事業費3万円以上とし、1地区自治公民館あたりの補助金額の総額は年間20万円を限度とします。

(単位：円)

事業費	基準額	補助金額
30,000円未満	補助対象外	
30,000～49,999	49,000	29,000
50,000～75,999	75,000	45,000
76,000～100,999	100,000	60,000
101,000～125,999	125,000	75,000
126,000～150,999	150,000	90,000
151,000～175,999	175,000	105,000
176,000～200,999	200,000	120,000
201,000～225,999	225,000	135,000
226,000～250,999	250,000	150,000
251,000～275,999	275,000	165,000
276,000～300,999	300,000	180,000
301,000円以上	334,000	200,000

- 自治会（単独）の場合
2の(1)から(5)の事業うち、それぞれ1事業ずつ3事業まで申請することができます。
また、同じ事業内容に含まれるものであれば(十五夜と七夕など)、一括して1つの事業として申請することができます。
1事業あたりの上限額は、均等割と加入世帯割の合算で算出します。(千円未満の端数切捨て)

(単位：世帯、円)

均等割	自治会の加入世帯割（上限額）								
	1～25	26～50	51～75	76～100	101～125	126～150	151～175	176～200	201以上
5,000	5,000	10,000	13,000	15,000	18,000	20,000	23,000	25,000	30,000

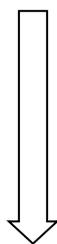
➤ 経費別算出表

区 分	内 容	備 考
参加賞	200 円以内／人×対象者数	例:運動会等における競技参加賞
食糧費 (食材含)	300 円以内／人×対象者数	準備会・反省会・懇親会等に係る経費及び飲食店での飲食に係る経費は対象外
賞品代	1,000 円以内／人×対象者数	例:グラウンドゴルフ大会 1 位～3 位までの賞品

例) 加入世帯数 50 世帯の自治会が 1 つの事業を申請した場合
 均等割・・・5,000 円 加入世帯数割・・・10,000 円
 合計額の 15,000 円が補助金の上限額となり、実績額に応じて補助することとなります。

4 事業実施の手続き

申 請・・・年度内に実施する事業について、一括して、できるだけ5月末日まで（4月に実施するものがある場合は、事業実施前）に申請を行ってください。



◆ 申請時には、印鑑をご持参ください。申請書には、地区自治公民館等の年間行事計画書を添付してください。

決 定・・・補助金等交付決定通知が届いてから、事業を実施してください。



事業実施・・・補助金は事業の実績に基づきますので、交付決定額と比較して増減することがあります。



実績報告・・・補助対象事業完了後、実績報告書に活動のわかる状況写真と支払いがわかる書類（領収書とともにそのレシート又は内訳がわかる領収書）を添付して提出してください。

※ 事業実施の前に、必ず申請書を提出してください。

※ また、申請に関する書類への押印は、すべて同じ印鑑をご使用ください。

詳しい内容等については、担当課までご連絡ください。